

令和4年8月29日

【照会先】

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課
指導課長 山崎 嘉之
課長補佐 小山 知也
(電話) 045 (211) 7380

報道関係者 各位

産後パパ育休（出生時育児休業）が10月1日から施行されます

～令和4年10月17日（月）・18日（火）にオンラインで計4回説明会を開催～

神奈川労働局（局長 西村 斗利）では、改正育児・介護休業法（別添1）により今年10月1日から施行される「産後パパ育休（出生時育児休業）」や「育児休業の分割取得」等をPRするための周知広報を、下記のとおり9月から集中的に実施します。

<周知広報実施内容>

● 改正育児・介護休業法説明会（別添2）

神奈川県内の企業を対象としてオンラインの説明会を実施します。

日時：① 令和4年10月17日（月） 10：00～11：30
② 令和4年10月17日（月） 13：30～15：00
③ 令和4年10月18日（火） 10：00～11：30
④ 令和4年10月18日（火） 13：30～15：00

開催要領：ZOOMを使用（参加無料・要予約）

定員：各回480名

* 詳細については、別添のリーフレットを参照してください。

● 特別相談窓口（別添3）

指導課の窓口で特別相談窓口を設けています。

開設時間：午前8：30～午後5：15（土日祝日、年末年始除く）

電話：045-211-7380

場所：神奈川労働局雇用環境・均等部指導課

横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎13階

● メールマガジン等

毎月1回（原則月初）配信する「神奈川労働局メールマガジン」や、Twitterにおいても情報発信します。

令和3年度の男性の育児休業の取得率は、13.97%と9年連続で上昇し、過去最高となっています（令和3年度雇用均等基本調査）。厚生労働省では、上記取り組みを含め、男性の育児休業取得の更なる推進を図っていきます。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度、P2参照)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休(P2参照)の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の**収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の**周知**

● 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

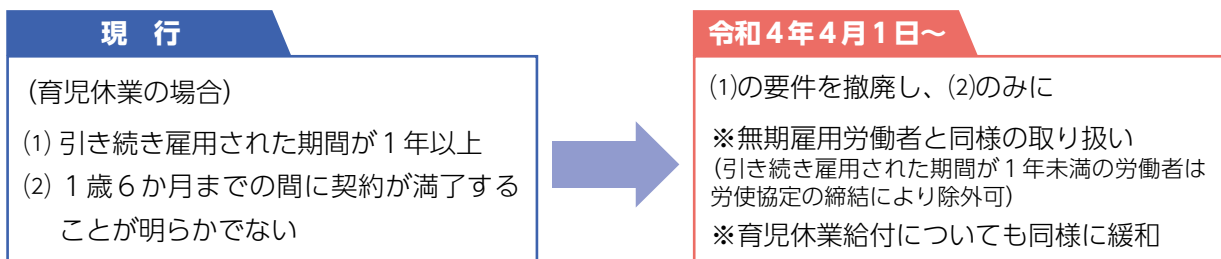
※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう



3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで ^{※1}	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲 ^{※2} で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能 ^{※3}	再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない場合はその旨)
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
⇒就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間 休	休	休	8時間	6時間 休	休	休 4時間	休	6時間 休

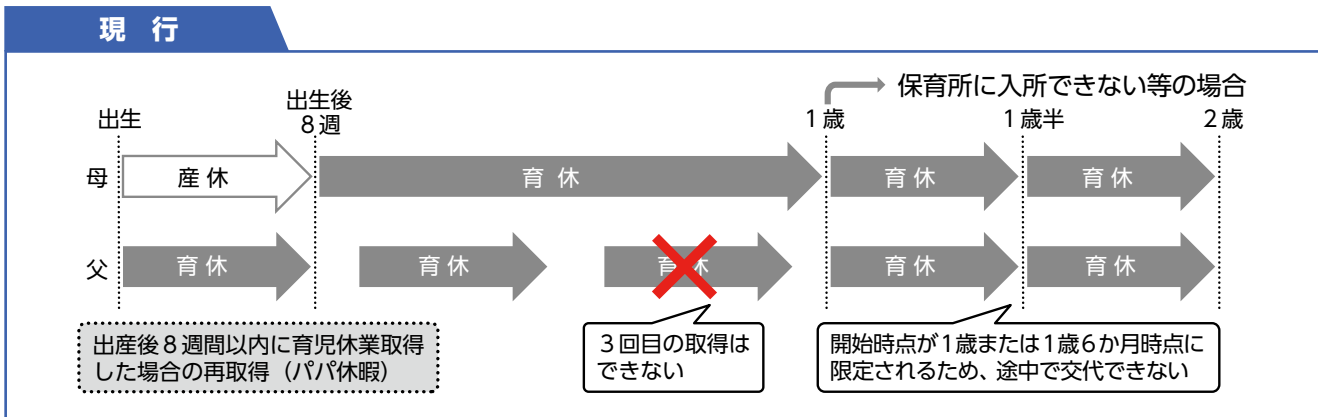
産後パパ育休も育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合に、給付の対象となります。
注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838696.pdf>

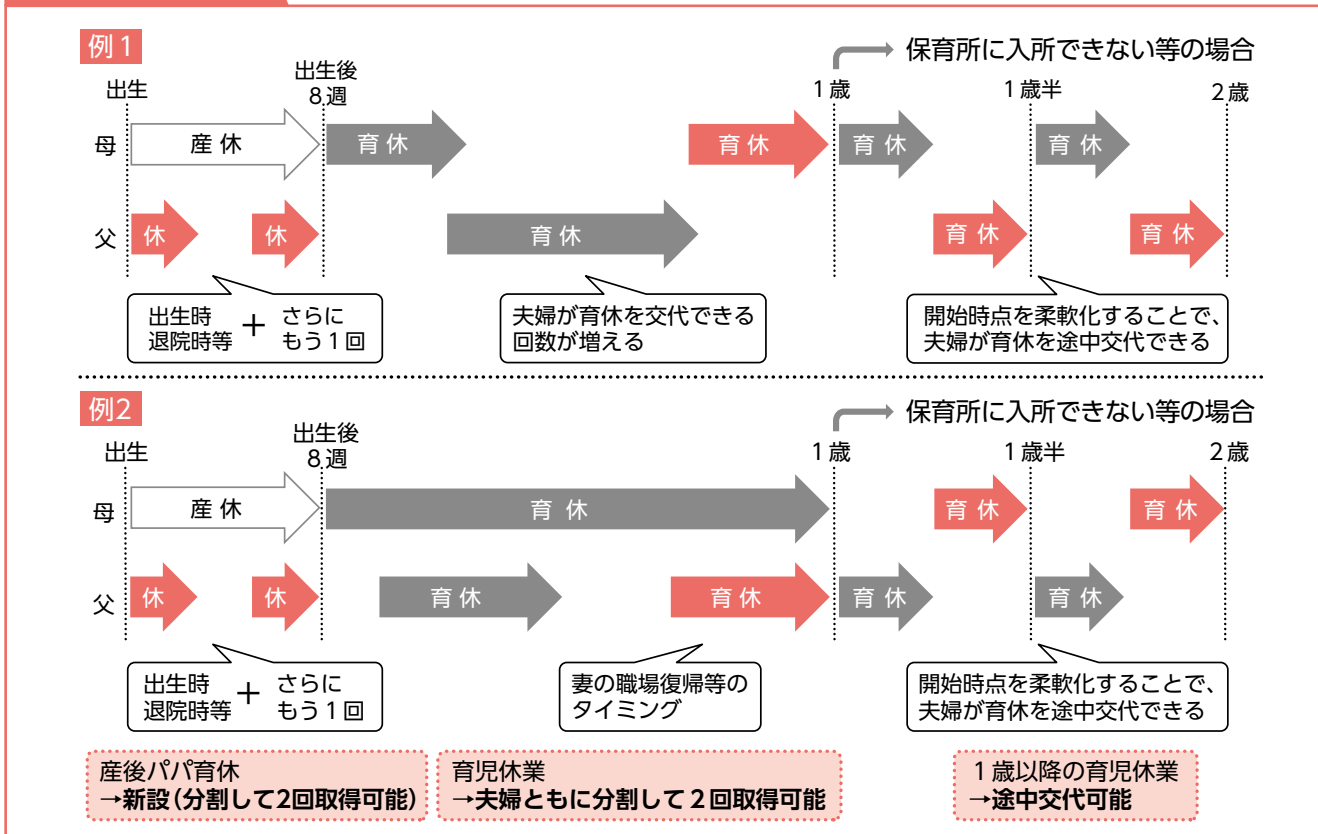


改正後の働き方・休み方のイメージ(例)



令和4年10月1日～

➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです



- ※ 3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。

また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

●ハラスメントの典型例

- ・ 育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を諦めざるを得なかった。
- ・ 産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」と言われ苦痛に感じた。

5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

さらに詳しく知るための情報・イベントなど

■男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

①男性の育児休業取得促進セミナー <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>



①

■両立支援について専門家に相談したい方へ

【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

②中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業 <https://ikuji-kaigo.com/>

※令和4年度は「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」となる予定。



②

■就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用いただけます。

③社内研修用資料、動画

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>

④就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



③



④

■両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。育児休業取得率の公表も行えるように改修する予定です(令和3年度末予定)。

⑤両立支援のひろば <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



⑤

育児・介護休業法に関するお問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

<参加無料・要予約>

ZOOMによるオンライン開催！

事業主の皆様へ

改正育児・介護休業法説明会のご案内

令和4年4月1日から段階的に施行されている改正育児・介護休業法について、令和4年10月1日から創設される産後パパ育休(出生時育児休業)、育児休業の分割取得を中心に説明します。また、令和4年4月施行の改正女性活躍推進法、改正くるみん認定基準、新たな認定制度等についても併せて説明します。

神奈川県内の事業場の方は、どなたでも参加できます。

開催概要

【日時】

令和4年10月17日(月) ①(午前の部)10:00～11:30

②(午後の部)13:30～15:00

令和4年10月18日(火) ③(午前の部)10:00～11:30

④(午後の部)13:30～15:00

【定員】(参加無料・要予約)

各回 480名

【申し込み受付期間】

令和4年9月9日～10月6日(木)

※定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。

【内容】

- ・育児・介護休業法の改正について(60分)
- ・女性活躍推進法の改正について(10分)
- ・くるみん認定の新基準と新しい認定制度について(10分)
- ・質疑応答時間(10分)

お申込みは下記QRコードもしくは裏面の申し込み方法をご覧ください。

※申し込み受付期間以外は使用できません。



①



②



③



④



申し込み方法

表面のQRコード又は「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」によりお申込みください。

【サイトURL】

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

The screenshot shows the website interface for selecting a labor office. At the top, there is a logo for the Ministry of Health, Labour and Welfare and a 'トップページ' (Home) button. Below that, the text reads '労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト' and '説明会を開催する労働局を選択' (Select the labor office where the explanation meeting will be held). A map of Japan is displayed with various labor offices highlighted in different colors. A red circle highlights '神奈川県' (Kanagawa Prefecture) on the map. To the right, a dropdown menu lists all 47 prefectures, with '神奈川県' selected and circled in red. A red arrow points from the text '「神奈川」をチェック！○印どこからでも入れます。' to the selected option in the menu.

「神奈川」を
チェック！
○印どこから
でも入れます。

申し込みにあたっての留意点

- お申し込みは、全ての回を通じ1企業(法人)1回に限ります。
- 回線負荷の関係から、視聴に使用する端末は1申込あたり1台でお願いします。
なお、1台の端末を複数名で視聴されることは構いません。
- 受付完了後、「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」より申込完了メールを送付します。
迷惑メール対策等を設定されている場合は、ドメイン「@roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp」から送信されるメールを受信許可にしてください。なお、ZOOMのURLや当日の留意点等はそちらに記載されておりますので必ずご確認をお願い致します。
- オンライン説明会への参加にはインターネット環境が必要となります。
また、視聴に係る通信費等は視聴する方の負担となります。
- 視聴に使用する端末、回線について、セキュリティ対策が講じられたものをご使用いただきますようお願いいたします。
- Zoomの使い方やインターネット回線への接続方法など技術的な質問に回答することは出来かねますのでご了承ください。

当日準備資料

説明会に使用する資料につきましては、説明会開催の日までに神奈川労働局ホームページ「雇用均等関係のお知らせ」に掲載します。事前にダウンロードしてお手元にご用意ください。

(https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/top-kintou.html)

お問い合わせ先

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎ 045-211-7380

神奈川県労働局 雇用環境・均等部内に改正育児・ 介護休業法に関する特別相談窓口を設置しています！

◎例えばこのようなご相談に対応しています。

- ・産後パパ休暇（出生時育児休業）ってどういうもの？・育児休業って何回まで分割できるの？
- ・その他、育児・介護休業法に関するご相談について、どんなご相談でも大丈夫です。

育児・介護休業法の改正ポイント

- 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化（令和4年4月1日施行）
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日施行）
- 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（令和4年10月1日施行）
- 育児休業の分割取得（令和4年10月1日施行）
- 育児休業取得状況の公表の義務化（令和5年4月1日施行）

（特別相談窓口）

開設時間 午前8：30～午後5：15（土日祝日、年末年始除く）

電話 045-211-7380

場所 神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課

横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎13階

男性労働者・有期雇用労働者・中小企業事業主の方もお気軽にご相談ください！！

どなたからのご相談も受け付けています！
改正内容や現行制度のお問い合わせのほか、「育児休業を取得させてもらえない」等のご相談にも対応いたします。

